

<p>〔捜査機関等への情報提供等〕 第六条 法第十三条第一項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供は、取引の相手方及び態様、特定事業者が届出を行う理由その他の疑わしい取引に関する情報に係る事項を総合的に勘案し、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員又は国税庁、国税局若しくは税務署の当該職員、税関職員、徴税吏員、公正取引委員会の職員（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第百一条</p>	<p>改正後</p>	<p>26 組織的犯罪処罰法第三条第一項（同項第二号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十五号に係る部分に限る。）若しくは第二項（同条第一項第二号から第四号まで、第七号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十五号に係る部分に限る。）第七條（同条第一項第一号から第三号までに係る部分に限る。）第七條の二第二項、第九條第一項から第三項まで又は第十條第一項に規定する罪 27 会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百七十条第四項に規定する罪 〽 組織的犯罪処罰法第七條、第七條の二又は第九條から第十一條までに規定する罪 〔四十八〇五十三 略〕 五十四 会社法第九百七十条第二項から第四項までに規定する罪 〔五十五〇五十八 略〕</p>
<p>〔捜査機関等への情報提供等〕 第六条 法第十三条第一項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供は、取引の相手方及び態様、特定事業者が届出を行う理由その他の疑わしい取引に関する情報に係る事項を総合的に勘案し、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員又は税関職員若しくは証券取引等監視委員会の職員（以下「検察官等」という。）による同項に規定する罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると認められるときに行うものとする。</p>	<p>改正前</p>	<p>〔四十八〇五十三 同上〕 五十四 会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百七十条第二項から第四項までに規定する罪 〔五十五〇五十八 同上〕</p>

<p>〔用語の定義等〕 第二条 〔略〕 2 警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号。以下「法」という。）第七條ただし書第一号に規定する「死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる兇悪な罪」に当たる罪を例示すると、次のとおりである。 一 不特定若しくは多数の人の生命若しくは身体を害し、又は重要な施設若しくは設備を破壊するおそれがあり、社会に不安又は恐怖を生じさせる罪として次に掲げるもの 「イ」ト 略 チ イからトまでに掲げる罪のほか、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪で、不特定若しくは多数の人の生命若しくは身体を害し、又は重要な施設若しくは設備を破壊するおそれがあり、社会に不安又は恐怖を生じさせるもの</p>	<p>改正後</p>	<p>この規則は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。 ○国家公安委員会規則第八号 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。 平成二十九年七月五日 国家公安委員会委員長 松本 純 刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則 （警察官等けん銃使用及び取扱い規範の一部改正） 第一条 警察官等けん銃使用及び取扱い規範（昭和三十七年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>
<p>〔用語の定義等〕 第二条 〔同上〕 2 〔同上〕 一 〔同上〕 「イ」ト 同上 チ イからトまでに掲げる罪のほか、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪で、不特定若しくは多数の人の生命若しくは身体を害し、又は重要な施設若しくは設備を破壊するおそれがあり、社会に不安又は恐怖を生じさせるもの</p>	<p>改正前</p>	<p>〔二〇〇四 略〕 〔二〇〇四 同上〕</p>

証券取引等監視委員会の職員（以下「検察官等」という。）による同項に規定する罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると認められるときに行うものとする。

<p>二 人の生命又は身体に危害を与える罪として次に掲げるもの</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ イに掲げる罪のほか、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪で、人の生命又は身体に危害を与えるもの</p> <p>三 前二号に掲げる罪のほか、人の生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれがあり、かつ、凶器を携帯するなど著しく人を畏怖させるような方法によつて行われる罪として次に掲げるもの</p> <p>イ 刑法第七十七条(強制性交等)、第二百二十五条の二(身の代金目的略取等)及び第二百三十六条(強盗)の罪</p> <p>[口へ略]</p> <p>ト イからへまでに掲げる罪のほか、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪で、人の生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれがあり、かつ、凶器を携帯するなど著しく人を畏怖させるような方法によつて行われるもの</p>	<p>二 [同上]</p> <p>イ [同上]</p> <p>ロ イに掲げる罪のほか、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪で、人の生命又は身体に危害を与えるもの</p> <p>三 前二号に掲げる罪のほか、人の生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれがあり、かつ、凶器を携帯するなど著しく人を畏怖させるような方法によつて行われる罪として次に掲げるもの</p> <p>イ 刑法第七十七条(強姦、第二百二十五条の二(身の代金目的略取等)及び第二百三十六条(強盗)の罪</p> <p>[口へ 同上]</p> <p>ト イからへまでに掲げる罪のほか、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪で、人の生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれがあり、かつ、凶器を携帯するなど著しく人を畏怖させるような方法によつて行われるもの</p>	<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> <p>(警備業の要件に関する規則の一部改正)</p> <p>第二条 警備業の要件に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="119 179 295 638"> <p>改正後</p> <p>(重大な不正行為)</p> <p>第一条 警備業法(以下「法」という。)第三十条第三号の国家公安委員会規則で定める重大な不正行為は、次のとおりとする。</p> <p>一 [略]</p> </td> <td data-bbox="295 179 582 638"> <p>改正前</p> <p>(重大な不正行為)</p> <p>第一条 [同上]</p> <p>一 [同上]</p> </td> </tr> </table>	<p>改正後</p> <p>(重大な不正行為)</p> <p>第一条 警備業法(以下「法」という。)第三十条第三号の国家公安委員会規則で定める重大な不正行為は、次のとおりとする。</p> <p>一 [略]</p>	<p>改正前</p> <p>(重大な不正行為)</p> <p>第一条 [同上]</p> <p>一 [同上]</p>	<p>改正前</p> <p>(重大な不正行為)</p> <p>第一条 [同上]</p> <p>一 [同上]</p>
<p>改正後</p> <p>(重大な不正行為)</p> <p>第一条 警備業法(以下「法」という。)第三十条第三号の国家公安委員会規則で定める重大な不正行為は、次のとおりとする。</p> <p>一 [略]</p>	<p>改正前</p> <p>(重大な不正行為)</p> <p>第一条 [同上]</p> <p>一 [同上]</p>				

<p>二 次に掲げる罪のいずれかに当たる違法な行為</p> <p>ア 刑法(明治四十年法律第四十五号)第八十条、第九十条第一項、第一百十條第一項、第一百十二條、第一百七條第一項、第一百九條、第二十條、第二十五條から第二十八條(第二百二十四條第一項に係る部分を除く。)、第二百四十六條、第二百七十七條、第二百七十八條第二項、第二百七十九條第二項、第二百八十条(第七十七條、第七十八條第二項及び第七十九條第二項に係る部分に限る。)、第二百八十一條第二項、第二百九十九條、第二百三條(第九十九條に係る部分に限る。)、第二百四條、第二百五條、第二百二十五條から第二十六條まで、第二百二十七條第二項若しくは第四項、第二百二十八條(第二百二十四條並びに第二百二十七條第一項及び第三項に係る部分を除く。)、第二百三十五條から第二百三十六條まで、第二百三十八條から第二百四十條まで、第二百四十一條第一項若しくは第三項、第二百四十三條、第二百四十六條、第二百四十八條から第二百五十條(第二百四十七條に係る部分を除く。)、第二百五十三條又は第二百五十六條第二項に規定する罪</p> <p>[イ、シ 略]</p> <p>三 [略]</p> <p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第二条 法第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 刑法第九十五條、第九十六條の二から第九十六條の四まで、第九十六條の五(第九十六條の二から第九十六條の四までに係る部分に限る。)、第九十六條の六第一</p>	<p>二 [同上]</p> <p>ア 刑法(明治四十年法律第四十五号)第八十条、第九十条第一項、第一百十條第一項、第一百十二條、第一百七條第一項、第一百九條、第二十條、第二十五條から第二十八條(第二百二十四條第一項に係る部分を除く。)、第二百四十六條、第二百七十七條、第二百七十八條第二項、第二百七十九條第二項、第二百八十条(第七十七條、第七十八條第二項及び第七十九條第二項に係る部分に限る。)、第二百八十一條第二項、第二百九十九條、第二百三條(第九十九條に係る部分に限る。)、第二百四條、第二百五條、第二百二十五條から第二十六條まで、第二百二十七條第二項若しくは第四項、第二百二十八條(第二百二十四條並びに第二百二十七條第一項及び第三項に係る部分を除く。)、第二百三十五條から第二百三十六條まで、第二百三十八條から第二百四十條まで、第二百四十一條第一項若しくは第三項、第二百四十三條、第二百四十六條、第二百四十八條から第二百五十條(第二百四十七條に係る部分を除く。)、第二百五十三條又は第二百五十六條第二項に規定する罪</p> <p>[イ、シ 同上]</p> <p>三 [同上]</p> <p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第二条 [同上]</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 刑法第九十五條、第九十六條の二から第九十六條の四、第九十六條の五(第九十六條の二から第九十六條の四までに係る部分に限る。)、第九十六條の六第一項、</p>
--	---

<p>二 [同上]</p> <p>ア 刑法(明治四十年法律第四十五号)第八十条、第九十条第一項、第一百十條第一項、第一百十二條、第一百七條第一項、第一百九條、第二十條、第二十五條から第二十八條(第二百二十四條第一項に係る部分を除く。)、第二百四十六條、第二百七十七條、第二百七十八條第二項、第二百七十九條第二項、第二百八十条(第七十七條、第七十八條第二項及び第七十九條第二項に係る部分に限る。)、第二百八十一條第二項、第二百九十九條、第二百三條(第九十九條に係る部分に限る。)、第二百四條、第二百五條、第二百二十五條から第二十六條まで、第二百二十七條第二項若しくは第四項、第二百二十八條(第二百二十四條並びに第二百二十七條第一項及び第三項に係る部分を除く。)、第二百三十五條から第二百三十六條まで、第二百三十八條から第二百四十條まで、第二百四十一條第一項若しくは第三項、第二百四十三條、第二百四十六條、第二百四十八條から第二百五十條(第二百四十七條に係る部分を除く。)、第二百五十三條又は第二百五十六條第二項に規定する罪</p> <p>[イ、シ 同上]</p> <p>三 [同上]</p> <p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第二条 [同上]</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 刑法第九十五條、第九十六條の二から第九十六條の四、第九十六條の五(第九十六條の二から第九十六條の四までに係る部分に限る。)、第九十六條の六第一項、</p>	<p>二 [同上]</p> <p>ア 刑法(明治四十年法律第四十五号)第八十条、第九十条第一項、第一百十條第一項、第一百十二條、第一百七條第一項、第一百九條、第二十條、第二十五條から第二十八條(第二百二十四條第一項に係る部分を除く。)、第二百四十六條、第二百七十七條、第二百七十八條第二項、第二百七十九條第二項、第二百八十条(第七十七條、第七十八條第二項及び第七十九條第二項に係る部分に限る。)、第二百八十一條第二項、第二百九十九條、第二百三條(第九十九條に係る部分に限る。)、第二百四條、第二百五條、第二百二十五條から第二十六條まで、第二百二十七條第二項若しくは第四項、第二百二十八條(第二百二十四條並びに第二百二十七條第一項及び第三項に係る部分を除く。)、第二百三十五條から第二百三十六條まで、第二百三十八條から第二百四十條まで、第二百四十一條第一項若しくは第三項、第二百四十三條、第二百四十六條、第二百四十八條から第二百五十條(第二百四十七條に係る部分を除く。)、第二百五十三條又は第二百五十六條第二項に規定する罪</p> <p>[イ、シ 同上]</p> <p>三 [同上]</p> <p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第二条 [同上]</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 刑法第九十五條、第九十六條の二から第九十六條の四、第九十六條の五(第九十六條の二から第九十六條の四までに係る部分に限る。)、第九十六條の六第一項、</p>
---	---

<p>項、第百三条、第百四条、第百五条の二、第百七十五条、第百七十七条、第百七十八条第二項、第百八十条（第百七十七条及び第百七十九条第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第百八十一条第二項（第百七十七条、第百七十九條第二項及び第百八十条に係る部分に限る。）、第百八十五条から第百八十七条まで、第百九十九条、第二百一条、第二百三条（第百九十九条に係る部分に限る。）、第二百四条、第二百五条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百二十五条から第二百二十六条の三まで、第二百二十七条から第二百二十七条の三まで、第二百二十六条の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十五条、第二百二十八条（第二百二十五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八条の三、第二百三十四條、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一条第一項（第二百三十六條に係る部分に限る。）、若しくは第三項（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十三条（第二百三十五條の二、第二百三十六條、第二百四十條及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。）、第二百四十九條、第二百五十條（第二百四十九條に係る部分に限る。）、又は第二百五十八條から第二百六十一条までに規定する罪</p>	<p>第百三条、第百四条、第百五条の二、第百七十五条、第百七十七条、第百七十八条の二（第百七十七条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第百七十九条（第百七十七条及び第百七十八条の二に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第百八十一条第二項（第百七十七條及び第百七十九條に係る部分に限る。）、若しくは第三項（第百七十八條の二及び第百七十九條に係る部分に限る。）、第百八十五条から第百八十七條まで、第百九十九條、第二百一条、第二百三條第百九十九條に係る部分に限る。）、第二百四條、第二百五條、第二百八條、第二百八條の二、第二百二十條から第二百二十三條まで、第二百二十五條から第二百二十六條の三まで、第二百二十七條第一項（第二百二十五條及び第二百二十六條から第二百二十六條の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。）、から第四項まで、第二百二十八條（第二百二十五條、第二百二十五條の二第一項、第二百二十六條から第二百二十六條の三まで並びに第二百二十七條第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八條の三、第二百三十四條、第二百三十五條の二から第二百三十七條まで、第二百四十條（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一条（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十三條（第二百三十五條の二、第二百三十六條、第二百四十條及び第二百四十一條に係る部分に限る。）、第二百四十九條、第二百五十條（第二百四十九條に係る部分に限る。）、又は第二百五十八條から第二百六十一條までに規定する罪</p>
---	--

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔三〇五十八 略〕

〔三〇五十八 同上〕

<p>（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正） 第三条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>	<p>改 正 後</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第六條 法第四條第一項第三号（法第三十一條の二十三において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 一 〔略〕 二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで、第九十六条の五（第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。）、第九十六条の六第一項、第百三条、第百四条、第百五条の二、第百七十五条、第百七十七條、第百七十九條第二項、第百八十条（第百七十七條及び第百七十九條第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第百八十一条第二項（第百七十七條、第百七十九條第二項及び第百八十条に係る部分に限る。）、第百八十五条から第百八十七條まで、第百九十九條、第二百一条、第二百三條（第百九十九條に係る部分に限る。）、第二百四條、第二百五條、第二百八條、第二百八條の二、第二百二十條から第二百二十三條まで、第二百二十五條から第二百二十六條の三まで、第二百二十七條から第二百二十七條の三まで、第二百二十六條の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十五條、第二百二十八條（第二百二十五條、第二百二十五條の二第一項、第二百二十六條から第二百二十六條の三まで並びに第二百二十七條第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八條の三、第二百三十</p>
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第六條 〔同上〕</p>	<p>改 正 前</p>	<p>一 〔同上〕 二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四、第九十六条の五（第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。）、第九十六条の六第一項、第百三条、第百四条、第百五条の二、第百七十五条、第百七十七條、第百七十八條の二（第百七十七條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第百七十九條（第百七十七條及び第百七十八條の二に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第百八十一条第二項（第百七十七條、第百七十九條第二項及び第百八十条に係る部分に限る。）、若しくは第三項（第百七十八條の二及び第百七十九條に係る部分に限る。）、第百八十五条から第百八十七條まで、第百九十九條、第二百一条、第二百三條（第百九十九條に係る部分に限る。）、第二百四條、第二百五條、第二百八條、第二百八條の二、第二百二十條から第二百二十三條まで、第二百二十五條から第二百二十六條の三まで、第二百二十七條第一項（第二百二十五條及び第二百二十六條から第二百二十六條の三までに係る部分に限る。）、第二百二十五條の二、第二百二十六條から第二百二十六條の三まで、第二百二十七條第一項（第二百二十五條及び第二百二十六條から第二百二十六條の三までに係る部分に限る。）、第二百二十八條（第二百二十五條、第二百二十五條の二第一項、第二百二十六條から第二百二十六條の三まで並びに第二百二十七條第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八條の三、第二百三十</p>

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>二 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで、第九十六条の五(第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。)、第九十六条の六第一項、第七十五条、第七十七号、第七十九号、第七十九号第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第一百八十一号第二項(第百七十七号、第百七十九号第二項及び第百八十条に係る部分に限る。)、第百八十五号から第百八十七号まで、第百八十九号、第二百一条、第二百三十三号(第百九十九号に係る部分に限る。)、第二百四十二号、第二百五十二号から第二百六十二号まで並びに第二百二十七号第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。)、第二百二十八号の三、第二百三十四号、第二百三十五号の二から第二百三十七号まで、第二百四十号、第二百四十一条(第百三十三号、第百三十四号、第百三十五号の二、第二百三十六条、第二百四十号及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。)、第二百四十九号、第二百五十号(第二百四十九号に係る部分に限る。)、又は第二百五十八号から第二百六十一号までに規定する罪</p> <p>三 五十八 略</p>	<p>二 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四、第九十六条の五(第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。)、第九十六条の六第一項、第七十五条、第七十七号、第七十八号の二(第百七十七号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第百七十九号第二項(第百七十八号の二に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第百八十一号第二項(第百七十七号及び第百七十八号の二に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第百八十一号第一項(第百七十七号及び第百七十九号に係る部分に限る。)、若しくは第十九号に係る部分に限る。)、第百八十五号から第百八十七号まで、第百九十九号、第二百一条、第二百三十三号(第百九十九号に係る部分に限る。)、第二百四十二号、第二百五十二号から第二百六十二号まで並びに第二百二十七号第一項、第二百二十六号から第二百二十七号第三項まで及び第二百二十七号第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。)、第二百二十八号の三、第二百三十四号、第二百三十五号の二から第二百三十七号まで、第二百四十号(第二百三十六号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十一号(第二百三十六号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十三号(第二百三十五号の二、第二百三十六号、第二百四十号及び第二百四十一号に係る部分に限る。)、第二百四十九号、第二百五十号(第二百四十九号に係る部分に限る。)、又は第二百五十八号から第二百六十一号までに規定する罪</p> <p>三 五十八 同上</p>
---------------------------	---	---

<p>第六条 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十四年国家公安委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>	<p>改 正 後</p> <p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(以下「法」という。))第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当てる行為とする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで、第九十六条の五(第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。)、第九十六条の六第一項、第七十五条、第七十七号、第七十九号、第七十五号、第七十七号、第七十九号第二項、第百八十条(第百七十七号及び第百七十九号第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第百八十一号第二項(第百七十七号、第百七十九号第二項及び第百八十条に係る部分に限る。)、第百八十五号から第百八十七号まで、第百九十九号、第二百一条、第二百三十三号(第百九十九号に係る部分に限る。)、第二百四十二号、第二百五十二号から第二百六十二号まで並びに第二百二十七号第一項、第二百二十六号から第二百二十七号第三項まで及び第二百二十七号第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。)、第二百二十八号の三、第二百三十四号、第二百三十五号の二から第二百三十七号まで、第二百四十号、第二百四十一号(第百三十三号、第百三十四号、第百三十五号の二、第二百三十六条、第二百四十号及び第二百四十一号第三項に係る部分に限る。)、第二百四十九号、第二百五十号(第二百四十九号に係る部分に限る。)、又は第二百五十八号から第二百六十一号までに規定する部分に限る。以下この号において同じ。)</p>	<p>改 正 前</p> <p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第一条 [同上]</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四、第九十六条の五(第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。)、第九十六条の六第一項、第七十五条、第七十七号、第七十九号、第七十五号、第七十七号、第七十八号の二(第百七十七号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第百七十九号第二項(第百七十八号の二に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第百八十一号第二項(第百七十七号及び第百七十九号第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第百八十一号第一項(第百七十七号及び第百七十九号に係る部分に限る。)、若しくは第十九号に係る部分に限る。)、第百八十五号から第百八十七号まで、第百九十九号、第二百一条、第二百三十三号(第百九十九号に係る部分に限る。)、第二百四十二号、第二百五十二号から第二百六十二号まで並びに第二百二十七号第一項、第二百二十六号から第二百二十七号第三項まで及び第二百二十七号第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。)、第二百二十八号の三、第二百三十四号、第二百三十五号の二から第二百三十七号まで、第二百四十号(第二百三十六号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十一号(第二百三十六号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十三号(第二百三十五号の二、第二百三十六号、第二百四十号及び第二百四十一号に係る部分に限る。)、第二百四十九号、第二百五十号(第二百四十九号に係る部分に限る。)、又は第二百五十八号から第二百六十一号までに規定する部分に限る。以下この号において同じ。)</p>
--	--	---

附則

(施行期日)

第一条 この規則は、刑法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

（警備業の要件に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この規則は、改正後の警備業の要件に関する規則（以下この条において「新規則」という。）第一条の規定の適用については、改正法による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第百八十一条第三項、第二百四十一条又は第二百四十三条（旧刑法第二百四十一条に係る部分に限る。）（改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に規定する罪は新規則第一条第二号アに掲げる罪とみなし、改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条（改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）に規定する罪（旧刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は新規則第一条第二号エに掲げる罪とみなす。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この規則の施行前にした第四条の規定による改正前の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第二号に規定する罪に当たるとする行為は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条第二号の規定による犯罪経歴保有者の比率の算定及び同法第十二条の五第二項の規定の適用に当たっては、第四条の規定による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条に規定する罪に当たるとする行為とみなす。

○農林水産省告示第九十七号

感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則（平成十一年農林水産省令第八十三号）第四条の規定に基づき、平成二十二年五月二十日農林水産省告示第七百九十三号（感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第四条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第二号に掲げる地域の項の下欄第一号及び第二号の農林水産大臣が指定する施設を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年七月五日

表イナリサーチ・フィリピンズ霊長類品質管理センターの施設の項及びサイコンブリック社の施設の項を削る。

○農林水産省告示第九十八号

犬等の輸出入検査規則（平成十一年農林水産省令第六十八号）第四条第一項の表輸入の項犬等の区分の欄の三の口の規定に基づき、平成十六年十一月十一日農林水産省告示第二千九十九号（犬等の輸出入検査規則第四条第一項の表輸入の項犬等の区分の欄の三の口の規定に基づき、同口の農林水産大臣の指定する検査施設を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。ただし、この告示の施行前にこの告示による改正前の平成十六年十一月十一日農林水産省告示第二千九十九号に規定する施設において血液中の抗体価を測定した場合には、当該血液の採取された日から起算して二年を経過する日までは、当該抗体価は、平成十六年十一月十一日農林水産省告示第二千九十九号に規定する施設において測定したものとみなす。

平成二十九年七月五日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正

後

改正

正

前

犬等の輸出入検査規則第四条第一項の表輸入の項犬等の区分の欄の三の口に規定する農林水産大臣の指定する検査施設は、次の表に掲げるとおりとする。		犬等の輸出入検査規則第四条第一項の表輸入の項犬等の区分の欄の三の口に規定する農林水産大臣の指定する検査施設は、次の表に掲げるとおりとする。	
施設名称	施設所在地	施設名称	施設所在地
アトランタ・ヘルス・アソシエイツ	アメリカ合衆国 ジョージア州 カミング所	(新設)	(新設)
カンザス州立大学狂犬病研究所	アメリカ合衆国 カンザス州 マンハッタン 所在	カンザス州立大学狂犬病研究所	アメリカ合衆国 カンザス州 マンハッタン 所在

告示

○総務省告示第一号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省令第一号）第九条の二第二項の規定に基づき、同項に規定する総務大臣及び財務大臣が定める規定を定める件（平成十六年三月財務省告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月五日

本則に次の一号を加える。

十 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とラトビア共和国との間の条約第二十二條1、3、5及び6

附則

この告示は、所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とラトビア共和国との間の条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

○外務省告示第二十三号

平成二十九年一月十八日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とラトビア共和国との間の条約について、それぞれの国において法令上の手続に従って承認されたことを通知する外交上の公文の交換は、平成二十九年七月五日に東京で行われた。よって、同条約は、その第三十條1の規定に従い、同日に効力を生じた。

平成二十九年七月五日

外務大臣臨時代理 国務大臣 菅 義偉

農林水産大臣 山本 有二